

被 処 分 者	認 定 番 号	三重県公安委員会 第 255 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	代行一番
	主たる営業所が所在する市区町村	名張市
処 分 年 月 日		令和 7 年10月15日
処 分 内 容		指示処分
処 分 理 由		被処分者は、令和 7 年 7 月 1 日に損害賠償責任共済 を更新したにもかかわらず、変更日から10日以内に変 更の届出を行わなかったもの
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第22 条第 1 項
処分を行った公安委員会		三重県公安委員会